

令和4年1月20日

保護者様

南魚沼市教育委員会  
教育長 岡村 秀康

### モバイルWi-Fiルーターの貸与について

日頃より市の教育行政にご協力いただきありがとうございます。

市教育委員会では、令和4年度のGIGAスクール構想における教育用情報端末（以下「端末」）の本格運用に向けて、準備を進めております。学校で活用している端末を家庭に持ち帰ることで、家庭学習をはじめ、仮に臨時休校や出席停止等の非常時にあっても学びの保障が可能となります。

端末を使用し学校と家庭を結ぶには、無線でのインターネット接続（以下「Wi-Fi環境」）が必要です。「インターネットのWi-Fi環境がない」、「ご家庭の状況によりWi-Fiを使用できない」などの場合でも、モバイルWi-Fiルーターを利用することで、インターネットに接続することが可能となります。

Wi-Fi環境が整備されていない家庭には、モバイルWi-Fiルーターを無償貸与いたします。必要なご家庭は添付の申請書を学校に提出し、通信業者との契約手続きを行ってください。申請書を提出されたご家庭には、2月初旬までにモバイルWi-Fiルーターを配布する予定です。

なお、通信の契約は各家庭にて行い、通信料は負担していただくことになりますのでご了承ください。

市教育委員会としても、これから授業や家庭学習でのタブレット活用は必須だと考えております。子どもたちの「学びの保障」のためにも、ぜひ貸与制度を活用していただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

- 提出締切 令和4年1月28日（金）
- 提出先 各学校
- 貸与条件 家庭にWi-Fi環境が整備されていない場合

※小・中学校に兄弟姉妹が在籍している場合は、代表児童生徒の氏名で申請してください。

※提出締切り後も申請書の受付はいたしますが、機器の貸与が遅れる場合がありますのでご了承ください。

#### 【問合せ】

学校教育課 青木・林・山田  
電話：773-6700

## 【今後の予定】

2月頃を目途に、端末の持ち帰りを試行します。

保護者の皆様も、子どもたちが学校で使っているタブレットがどんなものなのか、実際に手に取って見てください。そしてインターネットに接続して、子どもたちが安全に使っているのか、フィルタリングは機能しているのかなど、ぜひ確認して下さい。

実施対象は、小学校4年生から中学校2年生までとなります。

## 【オンライン通信費の支援制度】

就学援助等の認定を受けているご家庭へは、令和4年度より、通信費の一部を市より支援します。

令和3年度中は、家庭でのインターネットを活用した学習活動を行う予定がないため、就学援助による支援はありません。予めご了承ください。制度の詳細については、学校教育課にお問い合わせください。

## 【モバイルWi-Fiルーターの返却について】

Wi-Fi環境の整備や卒業などにより、モバイルWi-Fiルーターが不要になった場合は、速やかに学校教育課へ返却して下さい。詳細については、学校教育課にお問い合わせください。

(あて先)

南魚沼市教育委員会  
教育長

住 所 南魚沼市

(フリガナ)

申請者(保護者)氏名

携 帯 電 話 番 号

(ない場合は固定電話番号)

## 南魚沼市教育用情報端末機等貸出申請書

南魚沼市教育用情報端末機等貸出要綱第7条の規定に基づき、端末機等の貸出しを受けたいので、裏面の誓約文の内容に同意の上、下記のとおり申請します。

## 記

児童生徒氏名						
在籍学校名等	学校 年 組					
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで					
貸出機器	モバイル Wi-Fi ルーター					
端末機等の貸出し を必要とする理由						

## 事務処理欄(申請者は記入しないでください。)

貸出端末No.						
確認者	確 認 日 年 月 日 氏名 ( )					
備 考						

## 誓 約 文

1. 次の事項を遵守して、情報端末機等を使用します。
  - (1) 端末機等は、細心の注意を払って使用しなければならない。
  - (2) 端末機等を教育の目的以外に使用してはならない。
  - (3) 端末機等に使用を認められた外部接続機器以外のものを接続してはならない。
  - (4) 端末機等を使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は端末機等を営利目的の活動に使用してはならない。
2. 通信料、電気料その他の端末機等の使用に伴う費用は、自己で負担し、請求された金額は、定められた納期限までに支払います。
3. 端末機等を破損し、汚損し、紛失し、又は端末機等に不具合等が生じたときは速やかにその旨を届け出ます。
4. 端末機等を破損し、汚損し、又は紛失したときは、自己の負担において原形に復し、若しくは現品をもって弁償し、又はこれらに要する費用を賠償します。
5. 端末機等の使用に伴い、自己の過失又は故意により損害が発生したときは、自己の責任及び負担においてその損害を解決します。